



行方知れずになるおそれのある方とその家族を支援します

## 要援護者SOSネットワーク 事業をご活用ください

平成27年4月1日から湯浅警察署・広川町・有田川町と連携して「湯浅町要援護者SOSネットワーク事業」を実施しています。

### 何をする事業なのか？

この事業は、行方知れずになるおそれのある方をあらかじめ登録することで、実際に行方不明になった際に迅速かつ広域な捜索活動を行えるようにするものです。

### どのような方が対象か？

認知症やその他の病気で行方知れずになるおそれのある方が対象です。

### 登録はどうしたらいいか？

事前登録届は地域包括支援センターと湯浅警察署にあります。ご本人の特徴、緊急連絡先など必要事項を記入・押印の上、カラーの顔写真と全身写真とともに地域包括支援センターか湯浅警察署に提出してください。

### 情報の管理は？

湯浅町地域包括支援センターと湯浅警察署で管理します。

要援護者SOSネットワーク  
事前登録届

### 登録者が行方不明になったら？

- ① 家族が湯浅警察署に捜索を依頼してください。
- ② 警察署にて行方不明時の状況を聞き取りした後、捜索準備が整えられます。
- ③ 警察署から湯浅町へ連絡が入りSOS届を作成します。
- ④ 行方不明時の状況と事前に登録していただいた写真をもとに、速やかに捜索活動を行います。
- ⑤ 希望される方は、防災無線での情報提供や近隣市町村へ情報提供を行い、支援を要請します。

物忘れが進んできた  
道に迷わないか心配

最近月日や時間が  
わからないようになってきた

万が一のために  
知っておいて  
もらおうと安心

このような不安をお持ちの方は、要援護者SOSネットワークに登録して、ご本人・ご家族ともに安心した生活を送りましょう。

詳しくは、湯浅町地域包括支援センターへご相談ください。  
☎64・1120（直通）

### 「ぴあサロン」～家族のつどい～

8月17日（水）13:30～15:30 ふれあいプラザ

認知症の方を介護している家族のつどいです。「認知症の方の介護」という共通の内容で、心に溜め込んだ想いを話してみませんか。介護の工夫や情報も集まります。会場内の話は外にもらさないことを条件に、色々なことを語り合しましょう。

詳しくは

湯浅町地域包括支援センター（健康福祉課内） ☎64-1120